

今回の集団指導の内容「令和6年度指導方針及び重点項目について」に関する質問	
1	Q：運営指導前に準備しておく具体的な書類を教えてください。
	A：今回の集団指導事前配布資料の【資料2】20ページ＜運営指導の標準確認項目等＞に記載しておりますのでご参照ください。また、運営指導実施の1ヶ月前に実施通知を事業所様宛に送付しますが、その際に当日準備資料一覧も添付しますので、そちらでご確認いただくこともできます。
2	Q：分からないことばかりです。一人ケアマネなのに何故タイムカードや業務日誌が必要なのかもわかりません。
	A：タイムカードや業務日誌は、自分が行っている業務の勤務時間や業務内容を証明するものとなります。これらは、介護報酬の算定根拠や労働基準法に基づく労働時間の把握資料となるものであり、また、利用者等とのトラブルなどが発生した場合には、自分を守る証拠ともなるものですので、必ず作成し保管（5年間）しておくことが必要です。なお、勤務時間や日々の業務内容が分かるなら、必ずしも「タイムカード」「業務日誌」という形式でなくても結構です。
今回の集団指導の内容「令和6年度介護報酬改正について」に関する質問	
3	Q：要支援対象者の運動器機能向上加算が基本報酬に包括されました。運動器機能向上計画書や体力測定、実施記録などは、今まで通り作成が必要ですか？
	A：加算が廃止され基本報酬に包括化されたことにより、通所型サービスの「運動器機能向上サービス」として位置付けされています。これにより、利用者の心身の状態に応じ運動器機能の向上が必要とされた場合には、個々の利用者の目標を達成するための計画、機能訓練を実施した記録、目的に対する達成度の評価が必要と考えます。これまでどおり別途計画書を作成していただくか、若しくは通所型サービス計画の中に盛り込んでいただき、サービス提供の記録や目標に対する達成状況などの評価についても記載が必要と考えます。
4	Q：ロングショートは適正化されたが、認定期間の半数利用や半数超えの申請などの対応に変わらないのか教えて欲しい。
	A：ショートステイの半数超え利用の届出は、従来通りです。
5	Q：入浴介助加算の見直しについて、留意事項中の「入浴介助に関する研修」を継続的に研修を実施すること、となっているが、どれくらいの頻度での実施がよいのですか。
	A：研修の頻度について規定はありませんので、年1回～数回程度実施されていれば問題ないと考えます。ただし、新しい介護職員が入職した際などは追加で実施することが必要と考えます。
6	Q：協力医療機関との連携に関して「こういう制度になるのですが」などと言った感じで医師会などにお話は行ったりするのでしょうか？
	A：令和6年7月に、三重県から県内の医療機関に対し周知と協力依頼が出されています。
7	Q：初回加算以外の算定をとる方法がわかりません。
	A：加算にはそれぞれ算定要件というのがあり、その要件を満たすことにより加算を算定できることとなります。まずは、それぞれの加算の算定要件を確認していただき、要件を満たしている、若しくは満たすことができる加算がある場合は、加算を開始する月の前月の15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を伊賀市に提出してください。届出書や添付書類の様式等は伊賀市ホームページを参照してください。

今後の指導監督業務についてのご意見ご要望

	Q：身体拘束廃止等の見直し、要件について、小規模の事業所等においては、委員会の開催、研修などが難しいのではないかと思います。が、保険者として小規模事業所等に対する研修や委員会等についてサポートはされるのでしょうか？
8	A：現在、伊賀市において小規模事業所向けの研修および委員会のサポートの予定はありませんが、外部で開催されている研修会等の情報があれば随時周知させていただきます。また、伊賀市地域包括支援センターにて、事業継続に支障をきたさないよう、虐待防止（身体拘束廃止）研修会、感染症予防対策研修会の開催を予定しております。小規模事業所における研修や委員会については、同法人内の複数事業所による合同開催、他法人の複数事業所による合同開催等をご検討ください。また、委員会については、感染症対策委員会等の他委員会と兼ねることも差し支えありません。なお、研修や委員会を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施内容等が確認できる記録を残しておく必要があります。